

転売サイトで購入したチケットが使えない!?

事例

公式HP と思いコンサートチケットを申し込んだが、海外の転売仲介サイトだった。転売サイトのチケットは利用できないことがあるため、解約を申し出たが応じてくれない。(30才代、女性)



アドバイス

ネットで検索したサイトでチケットを購入したところ、公式サイトでないため「正規料金よりも高額」「会場に入れなかった」などのトラブルが寄せられています。

- ◎ **公式サイトで購入**しましょう。(公式サイトと紛らわしいサイトがあります)
- ◎ ネット購入は通信販売であるためクーリング・オフできません。解約はサイトの利用規約に従います。
- ◎ チケットの転売を禁止しているイベントもあり、転売チケットでは入場できないことがあります。



注意

本年 **6月14日**より「チケット不正転売禁止法」が施行され、チケットの不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止になります。【裏面参照】

- ☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。
- ☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

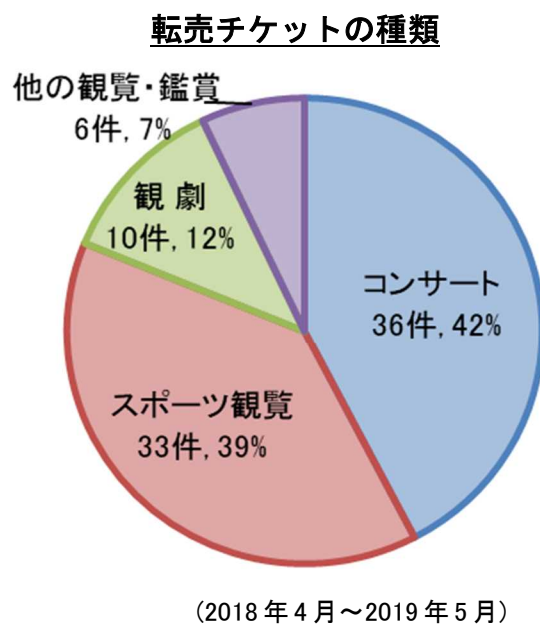
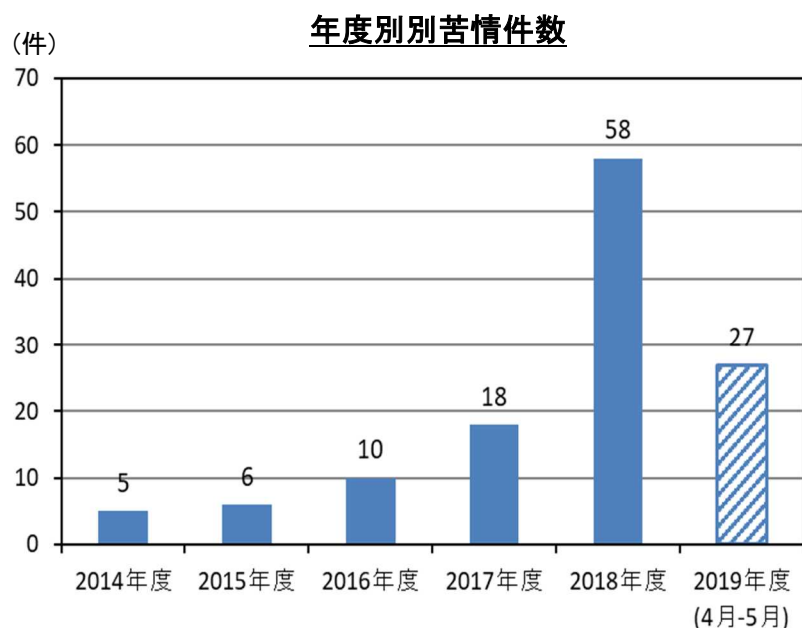
TEL: 078-302-4000

【消費生活相談: 078-303-0999】

施設改修のため事務所を下記住所に移転しています。改修後のセンターは令和元年7月下旬に供用開始の予定です。

移転先: 神戸市中央区港島中町6丁目9番1(神戸国際交流会館7F)

【観覧・鑑賞チケットの「転売」に関する相談データ（兵庫県内）】



【チケット不正転売禁止法[※]の概要】

禁止される行為は？	<p>◎特定興業入場券（チケット）を不正転売すること。</p> <p>◎特定興業入場券（チケット）の不正転売を目的として、チケットを譲り受けること。</p>
対象となる特定興業入場券とは？	<p>不特定または多数の者に販売され、以下の①～③のいずれにも該当する芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのこと。但し、<u>日本国内において行われるものに限る。</u></p> <p>① 販売に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、その旨が券面に記載されていること。</p> <p>② 興業の日時・場所・座席（または入場資格者）が指定されたものであること。</p> <p>③ 座席が指定されている場合、購入者の氏名と連絡先を確認する措置が講じられており、その旨が券面に記載されていること。</p> <p>なお、無料配布チケットや転売を禁止する旨の記載がないチケット、販売時に購入者または入場資格者の確認が行われていないチケット、日時指定のないチケットは<u>対象外</u>となります。</p>
罰則は？	<p>1年以下の懲役もしくは 100万円以下の罰金またはその両方が科せられます。</p>

※ 「特定興業入場券の不正転売の禁止等による興業入場券の適正な流通の確保に関する法律」の通称詳細については、政府広報オンラインを参照
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201904/1.html>

【正規（公式）のリセールサイトの活用】

急用や急病などでチケットを利用できなくなった場合は、転売するサービスを提供している正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。正規のリセールサイトは興行主の同意を事前に得ているため、そのサイトを通じて「定価」で転売することが可能です。

(2019年6月作成)